

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 7 月 2 9 日
契 約 業 者 名	横浜化工建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横浜市港北区北新横浜 2 - 5 - 1 1
工 事 の 名 称	R 6 横浜国道事務所管内橋梁補修工事
工 事 場 所	神奈川県横浜市神奈川区二ツ谷町地先 他7箇所
工 事 種 別	橋梁補修工事
工 事 概 要	【変更概要】本工事については、下記の工種について変更するものとする。 ・応急処理工 (神奈川出張所管内) 一式 ・応急処理工 (小田原出張所管内) 一式
工 期 (自)	令和 6 年 7 月 2 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 8 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 3 8 , 0 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 4 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 応急処理工 (神奈川出張所管内) 浦島ヶ丘歩道橋は、第三者被害の恐れがある損傷が確認され、交通安全性の観点から早急に補修を行う必要が生じたことから、応急処理工を数量 (増) する。 2. 応急処理工 (小田原出張所管内) 塔台橋橋側歩道橋は、橋台のアンカーボルトの破断が確認され、構造安全性の観点から早急に補修を行う必要が生じたことから、応急処理工を数量 (増) する。 3. 工期 上記内容の変更により、令和7年8月29日までとする